

17 世紀後半から 19 世紀初頭にかけて、欧米ではそれまでの絶対王政が崩壊し、近代民主主義思想のもと市民社会が成立した。1688 年の名誉革命、1776 年のアメリカ独立宣言、1789 年のフランス革命と、それに続くナポレオンの登場と皇帝退位などである。このうちフランス革命は、現代社会に通じる制度を創出する画期となった典型的な市民革命とされている。

この時代は政治思想の変革期でもあり、イギリスにはホッブズ（1588～1679・本書 p40 参照）名誉革命に理論的根拠を与えたロック（1632～1705・本書 p48 参照）フランス革命を準備したと言われている一群のフランス啓蒙思想家、モンテスキュー（1689～1755・本書 p50 参照）、ヴォルテール（1694～1778）、ディドロ（1713～1784）、ルソー（1712～1778・本書 p52 参照）などが活躍した。

これらの思想家達に見られる基本的考え方に、近代自然法に基盤を持つ契約論的思想がある。自然法思想とは、人々を規制している個別具体的な法律である「実定法」を越えた法として、普遍的人間を認める「自然法」があるとの考えである。つまり抽象的存在としての人間を想定し「人間の権利」を認める立場を意味し、「人間の権利」に根拠をもつ具体的人間は、絶対主義国家とは異なった市民主体の近代的国家と社会契約を結び、真の意味で市民社会の一員となるという図式が成立するのである。そうした考え方で社会全体を説明し、人間の社会活動を考えていくと、市民革命の根拠が出現し、その思想は近代民主主義の思想とい

われている。

一方、こうした近代民主主義思想とは一線を画す保守主義思想がイギリスに脈々と流れており、その代表的思想家はエドモンド・バーク（Edmund Burke 1729～1798）である。彼はダブリンに生まれたイギリス国教徒で、トリニティー・カレッジを卒業後、イギリス議会の下院議員に当選し、政治家として活躍した。アメリカ植民地への抑圧に反対の立場をとり、1789 年のフランス革命に遭遇し、『フランス革命の省察』（以下、『省察』と略）を刊行した。

『省察』は政治思想における保守主義の最高の表現であるとの定評がある。名誉革命に象徴されるイギリスの政治的伝統をほとんど無条件で擁護し、あらゆる改革を拒否した。これは長期間平穩に維持されてきた制度を社会的に正当化するものであり、抽象的な人権思想に対抗する根本的な原理となっているのである。

彼は「私自身は我々の幸福な現状が我がブリテンの憲法に由来する、と確信している。だがそれはこの混沌憲法の単一の特定部分ではなくその全体に、つまり我々が変更もしくは追加してきた要素と並んで我々の過去何度かの点検と改革の際にも敢えて保存してきた要素に大部分が由来する。我が国民は今後も彼らが保有する財産を侵害から防衛すべく、真に愛国的で自由で独立的な精神を十分に発揮することだろう。私は変更を必ずしも排除しない。だが変更を試みる場合にも、それは保存のために行なわなければならない。私は極度の苦痛に際会して初めて自分の救済策を講ずる場合においても、

我が祖先のこの手本に見習いたい。私は補修を加える場合にも、可能な限り旧来の建物の型に似せてそれを実行したい。懸命な用心、周到な用意、気質的さらには道徳的とも言える臆病心こそは実際に我々の祖先が彼らの最も決然たる行動の際にも依拠した原理の一つに他ならない」と述べている。

彼の主張には、現実政治の認識に裏づけられた理念として強靱な論理性と説得力が備わっていると同時に、イギリスにおけるフランス革命支持者を批判し、イギリスの支配者を思想的に武装させる意図があった。そのため、『省察』は 19 世紀を通じて、ルソーの『社会契約論』が急進主義者に対する同様の関係をヨーロッパ全体の保守主義者に対し持ち続けたのである。

バークを大成者とする保守主義思想については、日本での紹介や研究は少ないが、アメリカ合衆国憲法への影響も指摘されており、近代民主主義思想と同時に成立した保守主義思想は西欧政治思想にとって重要な問題を提起している。

参考文献

バークの思想と現代日本の歴史観
中野好之著
御茶の水書房 2002 年刊

エドモンド・バーク著作集 3
＜フランス革命の省察＞
半沢高啓訳
みすず書房 1978 年刊